

第24 基準の特例（条例第17条の3）

本条は、火を使用する設備・器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある設備・器具について、消防長又は消防署長が火災予防上支障のないと認めるものについて、条例の技術基準によらないことができるということを規定したものである。

これは、これら設備等の技術開発等がめざましく、また、消費生活の多様化、高度化とも相まって、特殊な構造又は使用方法等によるものや条例の予想し得ない設備等で、条例の規制によらなくても安全性の高いものの出現が予想されるので、現実性を加味した運用ができるようにしているものである。